

参議院文教科科学委員会會議録第五号

平成二十六年十一月十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

- 十一月十一日 補欠選任
中泉 松司君 橋本 聖子君
田中 直紀君 森本 真治君
中野 正志君 アントニオ猪木君

出席者は左のとおり。

- 委員長 水落 敏栄君
理事 石井 浩郎君
二之湯武史君
神本美恵子君
松沢 成文君
赤池 誠章君
衛藤 晟一君
橋本 聖子君
藤井 基之君
堀内 恒夫君
丸山 和也君
齋藤 嘉隆君
榛葉賀津也君
那谷屋正義君
森本 真治君
秋野 公造君
新妻 秀規君
柴田 巧君
田村 智子君
アントニオ猪木君

- 国務大臣 文部科学大臣 下村 博文君

副大臣 文部科学副大臣 藤井 基之君
事務局 常任委員会専門員 美濃部寿彦君

本日の会議に付した案件

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

○教職員定数の充実等義務教育環境の整備に関する決議の件

○原子力損害の補完的な賠償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(水落敏栄君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。去る十一月、中野正志君、田中直紀君及び中泉松司君が委員を辞任され、その補欠としてアントニオ猪木君、森本真治君及び橋本聖子さんが選任されました。

○委員長(水落敏栄君) 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題といたします。

神本さんから発言を求められておりますので、これを許します。神本美恵子さん。

○神本美恵子君 おはようございます。私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、みんなの党、維新の党、日本共産党及び次世代の党の各派共同提案による教職員定数の充実等

義務教育環境の整備に関する決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

教職員定数の充実等義務教育環境の整備に関する決議(案)

公立小学校一年生の学級編制の標準については、平成二十三年に改正された義務標準法において、四十人から三十五人に引き下げられたものであり、同法の附則第二項においては、政府は公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、小学校二年生以上の学級編制の標準も順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとされている。

また、本委員会では、全会一致で可決された同法案に対して、政府及び関係者は、同法の施行に当たって、「必要かつ十分な数の加配教員が配置できるよう予算の確保に努める」とともに、「義務教育費国庫負担金については、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう予算の確保に努めること」等を内容とする附帯決議を付した。

しかるに、去る十月二十七日に、財政制度等審議会財政制度分科会において、公立小学校一年生の学級編制の標準の四十人への引上げ、加配定数の合理化、教員給与の縮減等について提案されたところであり、これは、平成二十三年の改正法及び同法案に対する本委員会の全会一致による附帯決議を真つ向から否定するものであり、到底容認できない。

近年、いじめや不登校への対応など教員の職務はますます複雑困難化し、教員自身が担う責務も増大しており、本年六月に公表されたOECD国際教員指導環境調査(TALIS)においても、我が国の教員の勤務時間は調査参加国

中最長となっている。このような状況を改善し、教員が子供にじっくり向き合い、行き届いた授業ができるようにすることこそが喫緊の課題である。

加えて、本年八月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとされている。

これらを踏まえ、政府は、これからの時代に応じた新しい教育を実現するため、長期的な我が国の在り方を見通す広い視野を持ち、義務教育環境の整備に向けて、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一、子供たちの創造性や考える力を培う授業への転換を図り、地方の自主性を尊重しつつ、少人数学級及び少人数教育等を着実に推進するため、義務標準法の改正により小学校二年生以上の学級編制の標準も順次三十五人に引き下げるなど、教職員定数を計画的に改善すること。

- 二、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。

- 三、子供たちの教育の機会均等を図るとともに多様な学びを充実させるため、教員に加えスクールソーシャルワーカー等多様な専門性を持つ人材の学校への配置を促進すること。

- 四、人材確保法を遵守し、意欲のある優れた教員を確保するため、その士気を高め、努力に報いる処遇を保障すること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。○委員長(水落敏栄君) ただいまの神本さん提出

の決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(水落敏栄君) 全会一致と認めます。

よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、下村文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。下村文部科学大臣。

○国務大臣(下村博文君) ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(水落敏栄君) 次に、原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案並びに原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。下村文部科学大臣。

○国務大臣(下村博文君) この度、政府から提出いたしました原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案及び原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故の当事国として、原子力損害に関する国際的な賠償制度の構築に貢献することが我が国の責務と考えられます。

このような状況の中で、締約国間で補完的な資金調達制度を設けること及び事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定め、国際原子力機関において平成九九年に採択された原子力損害の補完的な補償に関する条約につきまして、我が国として締結することを承認いただくために、今国会に提出されているところであります。

今般提出いたしました二つの法律案は、共に相まつてこの条約の適確な実施を確保するための所要の国内法整備を行うことを目的とするものであります。

まず、原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案について、内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、国は、原子力事業者が賠償する原子力損害の金額が政令で定める金額を超える場合において、当該原子力事業者に対する原子力損害の賠償の請求の訴えについて、条約の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとされているときは、当該原子力事業者に対し、原子力損害を賠償するために必要な資金の一部を補助することとしております。

第二に、文部科学大臣は、条約の規定により算定される額の拠出金に要する費用に充てるため、各原子力事業者から、毎年度、一般負担金を徴収することとしております。また、原子力事業者が賠償する原子力損害の金額が政令で定める額を超えた場合は、当該原子力事業者から特別負担金を徴収することとしております。負担金の額の算定については、拠出金の額等の事情を考慮して、政令で定めることとしております。

なお、この法律案は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとしております。次に、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案について、内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害の賠償責任に関する特約及び賠償権に関する特約は書面によることとし、原子力事業者は、他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるときであつて、当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合は、その者に対して賠償権を有することとしております。

第二に、核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約については、保険者及び政府は、当該運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができないこととしております。

なお、この法律案は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとしております。以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいとさせていただきます。

○委員長(水落敏栄君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成の充実に関する請願(第三一三三号)

第三一三三号 平成二十六年十一月五日受理

私学助成の充実に関する請願

請願者 札幌市 伊藤麻希子 外一万四千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

私立学校は建学の精神と独自の教育理念の下、公教育の一翼を担うものとして新しい時代に対応する特色ある教育を目指して教育の振興発展に大きな役割を果たしているが、その経営基盤は依然として脆弱である。加えて、長期的な生徒・園児の減少や長引く景気低迷による生徒の修学継続への影響が懸念されるなど、私立学校を取り巻く環境は更に厳しさを増しており、経営基盤に与える影響が憂慮されている。このようなことから、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図り、教育内容の充実と私立学校の経営の健全性を高めていくことが求められている。私学教育の重要性や私学を取り巻く厳しい状況を認識し、私

学助成制度の充実強化に努めるよう求める。

ついては、次の措置を採らねばならない。

一、公私の学費格差の解消、保護者負担の軽減のため、私学助成の拡充・充実に努めること。

1 現行の経常費助成(私立中学校・高等学校管理運営対策補助金)の拡充・増額に努めること。

2 私立中学校・高等学校の施設設備改善のための特別助成措置を講ずること。

3 全ての生徒が、高等学校等就学支援金制度による支援を受けられるように、制度の充実に努めること。

4 給付奨学金事業・授業料軽減補助事業の更なる充実・運用・拡充を図ること。

二、私立中学校・高等学校の特色ある教育を推進するための特別補助の充実を図ること。

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

一、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 原子力損害賠償資金の補助(第三条)

第三章 負担金

第一節 一般負担金(第四条―第九条)

第二節 特別負担金(第十条―第十二条)

第四章 雑則(第十三条―第十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約(以下「条約」という。)の実施に伴い、原子力損害を賠償するために必要な資金(第二条及び第十一条において「原子力損害賠償資金」という。)の補助その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「原子力損害」とは、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号。以下この条において「賠償法」という。)第二条第二項に規定する原子力損害(賠償法第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者が工場又は事業所内に設置した原子力施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。次項において「規制法」という。)第二条第七項に規定する原子力施設をいう。)において使用される設備について生じた損害を除く。)をいう。

2 この法律において「原子力事業者」とは、規制法第二十三条第一項の許可(船舶に設置する試験研究用等原子炉(同項に規定する試験研究用等原子炉をいう。))に係る許可を除く。)を受けた者及び賠償法第二条第三項第三号から第八号までに掲げる者(国を除く。)並びにこれらの者であつた者であつて、原子炉の運転等(同条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。)をしているもの(原子炉の運転等をしていないものを含む。)をいう。

第二章 原子力損害賠償資金の補助

第三条 国は、原子力事業者が原子力損害の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となつた事実一について政令で定める金額を超える場合において、当該原子力事業者に対

する原子力損害の賠償の請求の訴えについて、条約第十三条1から4までの規定により日本の裁判所が管轄権を有することとされているときは、当該原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該原子力損害のうち次に掲げるもの(第十条第一項及び第十一条において「対象原子力損害」という。)に係る原子力損害賠償資金の一部を補助するものとする。

一 条約の締約国(次号において単に「締約国」という。)の領域内において生じたもの

二 公海(海洋法に関する国際連合条約(二)において「国連海洋法条約」という。)に規定する排他的経済水域(二)において単に「排他的経済水域」という。)を含む。)又はその上空において生じたものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 締約国、締約国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、締約国の法令に基づいて設立された法人その他の団体、締約国の国籍を有する者又は条約に基づき締約国がその国民とみなす者(ハ)において「締約国等」という。)が受けたもの

ロ 締約国の国籍を有する船舶若しくは航空機内で生じたもの又は当該船舶若しくは航空機について生じたもの

ハ 締約国等が設置する人工島、施設若しくは構築物において生じたもの又は当該人工島、施設若しくは構築物について生じたもの

ニ 締約国の排他的経済水域若しくはその上空又は国連海洋法条約に規定する大陸棚における天然資源の探査又は開発のための活動に関し生じたもの

第三章 負担金

第一節 一般負担金

(一般負担金の徴収及び納付義務)
第四条 文部科学大臣は、条約第四条1(c)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用

に充てるため、原子力事業者(原子炉の運転等をしているものに限る。以下この節において同じ。)から、毎年度、一般負担金を徴収する。

2 原子力事業者は、一般負担金を納付する義務を負う。

(一般負担金の額の算定方法)

第五条 各原子力事業者から徴収する一般負担金の額の算定方法は、条約第四条1(c)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額、各原子力事業者が行う原子炉の運転等の行為の種類その他の事情を考慮して、政令で定める。

(一般負担金の額の決定、通知等)

第六条 文部科学大臣は、前条の政令で定める一般負担金の額の算定方法に従い、各原子力事業者が納付すべき一般負担金の額を決定し、当該各原子力事業者に対し、その者が納付すべき一般負担金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、一般負担金の額を算定するため必要があるときは、原子力事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(一般負担金の納付の督促等)

第七条 文部科学大臣は、前条第一項の規定による通知を受けた原子力事業者がその納付期限までに一般負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による督促をした場合においては、文部科学省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は、年十四・五パーセントの割合で計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

(先取特権の順位)

第八条 一般負担金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第九条 一般負担金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

第二節 特別負担金

(特別負担金の徴収及び納付義務)

第十条 文部科学大臣は、条約第四条1(b)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者であつて、その原子力損害(対象原子力損害を含む場合に限る。)の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となつた事実一について政令で定める金額を超えたものから、特別負担金を徴収する。

2 前項に規定する原子力事業者は、特別負担金を納付する義務を負う。

(特別負担金の額の算定方法)

第十一条 前条第一項に規定する原子力事業者から徴収する特別負担金の額の算定方法は、条約第四条1(b)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額、当該原子力事業者の対象原子力損害に係る原子力損害賠償資金の額その他の事情を考慮して、政令で定める。

(準用)

第十二条 第六条から第九条までの規定は、第十条第一項に規定する原子力事業者から徴収する特別負担金について準用する。この場合において、第六条第一項中「前条」とあるのは、「第十一条」と、第八条及び第九条中「この節」とあるのは、「次節」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第十三条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

きる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(文部科学省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める。

(罰則)

第十五条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 第二章及び第三章第二節の規定は、この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における当該原子力損害の賠償については、適用しない。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正) 第一条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「―第九条の二」に改める。

第二条第一項第五号中「次項及び次条第二項において」を「以下」に改める。

第三条第二項中「原子力事業者間に」の下に「書面による」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

第四條の二 第三条の場合において、被害者に重大な過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

第五条第一項中「その損害が第三者の故意により生じたものであるときを」を「他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。」に改め、同条第二項中「書面による」を加える。

第三章第二節中第九条の次に次の一条を加える。

(責任保険契約の解除の制限)

第九条の二 保険者は、責任保険契約を解除しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その旨を当該責任保険契約の被保険者に通知しなければならない。

3 責任保険契約の解除は、文部科学大臣が当該解除に係る第一項の規定による届出を受理した日から起算して九十日の後に、将来に向かってその効力を生ずる。

4 核燃料物質等の運搬に係る責任保険契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、こ

れを解除することができない。

5 前二項の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とする。

附則第四条第二項中「その損害が第三者の故意により生じたものであるときを」を「他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき(当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。)」に、「当該第三者」を「当該自然人」に改める。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十八条を第十九条とする。

第十七条第二項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物」を「核燃料物質等」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(補償契約の解除の制限)

第十六条 核燃料物質等(賠償法第二条第一項第五号に規定する核燃料物質等をいう。以下この条及び第十八条第二項において同じ。)の運搬に係る補償契約については、政府は、第十四条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に行われている核

燃料物質等第一条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律(次項において「旧賠償法」という。)(第二条第一項第五号に規定する核燃料物質等をいう。)(の運搬については、第一条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律(以下「新賠償法」という。)(第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新賠償法第四条の二の規定は、この法律の施行前に原子力損害(旧賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。次項において同じ。)(の発生の原因となつた事実が生じた場合における損害賠償の額の算定については、適用しない。

3 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新賠償法第九条の二の規定は、この法律の施行前に締結された原子力損害賠償責任保険契約については、適用しない。